

名称：「PEZ」事件

無効審判の審決（請求不成立）の審決取消請求事件

知的財産高等裁判所:平成 21 年(行ケ)10048 号 判決日:平成 21 年 7 月 21 日 第 2 部

判決：請求棄却

キーワード：商品の混同、出所混同、周知性、著名性、商標法 4 条 1 項 11 号、15 号

【概要】

原告の商標登録（引用商標 3）は被告の登録商標（本件商標）には類似せず（商品は同一または類似：衣類等）、また原告の商標登録（引用商標 1、2）は被告の登録商標とは出所混同が生じない（商品は非類似：菓子）とされ、被告登録商標の登録維持の審決が維持された。

【本件商標】



【引用商標 1】



【引用商標 2】



【引用商標 3】



【争点】

- ①本件商標が、引用商標 3 と類似するか（商標法 4 条 1 項 11 号）。
- ②本件商標が、引用商標 1、2 との関係で他人の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがある商標に当たるか（商標法 4 条 1 項 15 号）。

【裁判所の判断】

①争点 1：本件商標と引用商標 3 とは「P」、「E」、「Z」を含む点に共通性がある。しかし、本件商標は「P」様の記号が存在し、3 文字の大きさも同じでなく、毛筆で丸味を帯び、平面的であるのに対し、引用商標 3 の各文字は同じ大きさであり、文字自体も直線的で角張った印象を与え、立体的な厚みを感じさせ、両者は外観上区別できる。また、本件商標からは「ペズ」の称呼が生じ、引用商標 3 からは「ペッツ」の称呼が生じ、称呼においても区別できる。両商標の観念は「ジャズバンドのペズ（本件商標）」と「ディスペンサー（引用商標 3）」であり区別し得る。

また本件商標は演奏会場の商品販売等を中心とするのに対し、引用商標 3 は菓子販売等に伴うものであり、取引の実情も考慮すると、両商標は類似するものと認めることはできない。

②争点 2：「混同を生ずるおそれ」の有無は、当該商標と他人の表示との類似性、他人の表示の周知著名性及び独創性、当該商標の指定商品等と他人の業務に係る商品等との間の性質、用途又は目的における関連性、商品等の取引者及び需要者の共通性その他取引の実情に照らし、商標の指定商品等の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準として、総合的に判断されるべきである（最高裁平成 12 年 7 月 11 日第三小法廷判決・民集 54 卷 6 号 1848 頁参照。）。

原告の商品である小型キャンディとディスペンサーに付された「PEZ」商標は大文字で表記され、引用商標 1 が原告の商品等に付されていたと認められる証拠はなく、原告の商品を示す商標として周知とは認められない。引用商標 2 も、原告の商品に付されていたとする証拠はない。

本件商標と引用商標 1・2 は外観上相当異なる印象を受ける。本件商標と引用商標 1・2 は区別でき、本件商標は、原告の業務に係る商品と出所の混同を生ずるおそれのある商標ではない。

【コメント】：争点 1、2：商標法 4 条 1 項 11 号、15 号のいずれの判断も、本件商標と引用商標との使用状態、取引実情が考慮されて、非類似、出所混同なしとの判断がなされており、商標の類非判断における、使用状態、取引実情を参照すべき重要性が分かる。